

## 【中国】地震災害防禦及び軽減法の改正

海外立法情報調査室・富窪 高志

\* 2008年12月27日の全国人民代表大会常務委員会第6回会議で、1998年3月1日施行の「地震災害防禦及び軽減法」が改正され、2009年5月1日から施行される。2008年5月の四川大地震の教訓を参考に大幅な改正が行われ、旧法の全7章48条から全9章93条となった。

### 改正法の構成

改正法は、第1章：総則、第2章：地震災害防禦及び軽減計画、第3章：地震観測及び予報、第4章：地震災害予防、第5章：地震緊急救援、第6章：震災後の過渡的避難措置及び復興再建、第7章：監督管理、第8章：法的責任、第9章：附則からなる（注1）。

第1章の総則では、①民間組織及び個人が地震観測と防禦活動を行うこと及び志願者（ボランティア）による震災救援活動の奨励（第8条）、②地震災害防禦及び軽減化に関する外国との交流の奨励（第11条）という点が旧法と大きく異なる。四川大地震の教訓を取り込んだものであり、以下の各章でも民間及び外国の力を活用することが謳われる。

第2章の地震災害防禦及び軽減計画では、国务院の地震関係業務の主管部門（中国地震局）が他の関係部門とともに、防災目標、地震観測台の配置、震災予防措置、緊急救援措置、情報、資金及び物資等を含んだ「国家地震災害防禦及び軽減計画」を策定すること、各地方では地域の実情を考慮した同計画を策定し実施することが規定されている。

以下、本稿では、地震予知から実際の震災救援に関連する第3～5章を中心に紹介する。

### 地震観測及び予報

地震観測は、国、省（自治区、直轄市を含む）及び県級人民政府が管轄し財政資金により構築され運用される観測台と、ダム、原子力発電所、油田等の社会的に重要な施設に置かれ、当該施設の建設組織の資金で構築され運用される専用地震観測台及び強震動観測施設によって行われる。前者の情報は管轄人民政府より1級上の人民政府に、後者の情報は所在地の省級人民政府に速やかに報告され（第19、20、25条）、各級人民政府及び中国地震局（以下、中国地震局等）は、観測台等の情報に基づき地震発生の可能性がある場所、時間、震度について予測する（第26条）。旧法では、観測台等のみが情報の提供者と規定されていたが、改正法では、研究の成果として地震を予測した、あるいは関連する異常現象を観測した「組織及び個人」は、所在地の人民政府又は中国地震局にその情報を直接提供できることとなった（第26、27条）。こうした情報については、関係部門、専門家等から構成される地震状況協議会が中国地震局等によって招集され、総合的分析を行った上で協議会としての評価、意見がまとめ

られ報告される（第 28 条）。地震予報は「統一発表」され、全国的な中長期的予報については国務院が、各行政区域内の地震については省級政府が発表する（第 29 条）。

### 地震災害予防

社会的に重要な施設及び深刻な二次災害を引き起こす恐れがある施設については、中国地震局等が行う安全性評価による耐震要求を満たすこと、その他については中国地震局が作成する地震強度区画図等で確定された耐震要求を満たさなければならない。四川地震で問題となった学校、病院等の多数の人が集中する施設については、当該地方の耐震要求を上回ることとされ、既存建築についても、耐震診断を行い必要な耐震強化措置を講じなければならない（第 33、34、39 条）。農村の住居や公共施設については、耐震要求を満たす低廉、かつ各地の実情に合致した設計及び施工技術の普及を図るとされる（第 40 条）。なお、地震災害保険については、国が財政的支援を行う地震災害保険事業を発展させるとする（第 45 条）。具体的には、保険基金の創設、税制面での優遇措置、補助金支給等が検討されているようである。

### 地震緊急救援

全国的及び地方レベルの緊急対応案のほか、また交通、電力、通信関連施設、学校、病院、二次災害の危険性がある施設等は、指揮系統、警報体制、対応手順等を含む緊急対応案を策定しなければならない（第 46、47 条）。地震予報発表後、省級人民政府は該当地域が地震対応段階に入ったことを宣言し、各地域緊急対応案に基づき緊急警戒措置及び震災対策の準備を開始する（第 48 条）。地震災害は、災害規模、社会への影響度等により、小、中、大、特大規模の 4 段階に分けられ、小・中規模については県級人民政府が、大規模については省級人民政府が、特大規模については国務院が緊急対応案を発動する（第 49 条）。災害状況及び救援活動等の情報は一元管理し、正確かつ迅速に発表するとされる（第 52 条）。また、国は緊急救援隊を創設し、各地方では現有の消防隊等を活用するほか、災害救援志願隊を組織することができる（第 54、56 条）。外国の救援隊、医療隊については、国務院に置かれる地震災害救援指揮機構が各隊の専門性等を考慮して任務を割り当て、被災地の人民政府はその活動を支援し協力しなければならない（第 57 条）

第 6 章の震災後の過渡的避難措置及び復興再建は、汶川地震災害復興再建条例（2008 年 6 月 8 日施行）の内容を取り込んだものとなっている（注 2）。

今後、地震観測管理条例、地震予報管理条例、地震安全性評価条例及び破壊的地震緊急対応条例（条例は政令相当）等の関連法規の改正も順次行われる予定である。

注（インターネット情報はすべて 2009 年 1 月 15 日現在である。）

(1) 原文は人大網<[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/2008-12/27/content\\_1465316.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/2008-12/27/content_1465316.htm)>

(2) 「四川大地震後の復興再建に関する条例」『外国の立法』236-1, 2008.7, pp.24-25. 参照

